

平成 24 年 2 月 28 日
国 土 交 通 省

都市の低炭素化の促進に関する法律案について

I. 背景

社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生しているものであることに鑑み、都市の低炭素化を図るため、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針の策定、市町村による低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置並びに低炭素建築物の普及の促進のための措置を講ずる。

II. 概要

(1) 都市の低炭素化の促進に関する基本方針の策定

国土交通大臣、環境大臣及び経済産業大臣は、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととする。

(2) 低炭素まちづくり計画に係る特別の措置

① 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、市街化区域等のうち都市の低炭素化の促進に関する施策を総合的に推進することが効果的であると認められる区域について、低炭素まちづくり計画を作成することができることとする。

② 市町村は、低炭素まちづくり計画の作成に関する協議及び低炭素まちづくり計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができることとする。

③ 低炭素まちづくり計画に基づき、以下の措置を講ずることとする。

ア 集約都市開発事業（病院、共同住宅その他の多数の者が利用する建築物の整備等に関する事業であつて都市機能の集約を図るための拠点の形成に資するもの）を市町村長が認定する制度を創設し、所要の支援措置を講ずることとする。

イ 低炭素まちづくり計画に記載された駐車機能集約区域内において建築物の新築等を行うおとする者に対し、条例で、集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨等を定めることができることとする。

ウ 低炭素まちづくり計画に記載された鉄道利便増進事業等を実施しようとする者は、当該事業を実施するための計画を作成し、これに基づき当該事業を実施することとするとともに、当該計画について国土交通大臣の認定を受けた場合には、鉄道事業法等による許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなすこととする。

エ 市町村又は緑地管理機構は、低炭素まちづくり計画に記載された樹木保全推進区域内の一定の樹木等の所有者等と樹木等管理協定を締結し、その管理を行うことができることとする。

オ 低炭素まちづくり計画に記載された下水熱利用のための設備を有する熱供給施設の整備等に関する事業の実施主体は、公共下水道管理者等の許可を受けて、公共下水道等の排水施設からの下水の取水等を行うことができることとする。

カ その他所要の措置を講ずることとする。

(3) 低炭素建築物新築等計画の認定制度の創設

市街化区域等内において、低炭素化のための建築物の新築等を行う者が作成する低炭素建築物新築等計画を所管行政庁が認定する制度を創設し、所要の支援措置を講ずることとする。

III. 閣議決定日

平成 24 年 2 月 28 日（火）

【問い合わせ先】

(法案全般)

国土交通省都市局総務課調整室 茶谷 03-5253-8111 (内線 32136)

国土交通省都市局都市計画課 角野 03-5253-8111 (内線 32624)

(公共交通・貨物運送関係)

国土交通省総合政策局公共交通政策部 廣田 03-5253-8111 (内線 54902)

(低炭素建築物関係)

国土交通省住宅局住宅生産課 神谷 03-5253-8111 (内線 39425)